



10月1日は国勢調査の日です

西東京市国勢調査実施本部 (☎464 - 1515)

国勢調査実施期間中 (10月13日(木)まで) の臨時電話です。

調査を実施しています

10月1日現在、平成22年国勢調査が全国一斉に行われています。調査票は、同封の「調査票の記入のしかた」をご覧のうえ、漏れなく正確に記入してください。調査票はそのまま機械で読み取りますので、汚したりしないようにお願いします。

調査票が届いていますか

市内在住の全世帯に調査員が調査票を配布しましたが、調査票がお手元に届いていない場合は、西東京市国勢調査実施本部にご連絡ください。

調査票の提出方法

調査員回収を希望された方

記入済み調査票は10月7日(木)までに調査員が回収に伺いますので、「調査書類収納封筒」(大きな茶色の封筒)に調査票を入れ、必ず封をしてから調査員にお渡しください(調査員は、記入内容の点検はしません。開封しないで直接市へ提出します)。

なお、調査員が訪問する日時に留守にされる場合は、あらかじめ西東京市国勢調査実施本部へご連絡ください。

郵送で提出される方

記入済み調査票は、「郵送提出用封筒」(小さな茶色の封筒)に入れ、10月

7日(木)までにポストに投函してください(切手不要)。

インターネットで回答される方

「インターネット回答の利用案内」に記載されている手順で、10月7日(木)までに回答してください。

なお、インターネットで回答した場合は、調査票(紙)を提出する必要はありません。詳細は、「インターネット回答の利用案内」をご覧ください。

ご協力をお願いします

国勢調査は、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。

調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。

調査票に記入していただいた内容が外部に漏れることはありませんので、正確に記入してください。

ご理解とご協力をお願いします。



調査員は、「調査員証」と青色の「腕章」、「袋」が目印です!

今年度から新たに公的年金等からの特別徴収(引き落とし)対象者になられた方へ

【65歳(昭和19年4月3日~昭和20年4月2日生まれ)の年金受給者で、市民税・都民税が課税されている方・66歳以上の年金受給者で今年度から公的年金等からの特別徴収対象者になられた方は10月から特別徴収がはじまります】

公的年金等を受給されている65歳(昭和19年4月3日~昭和20年4月2日生まれ)の方および66歳以上で今年度から公的年金等からの特別徴収が開始される方には、今年8月までは納付書などにより市の窓口や金融機関で市民税・都民税を納付していただきましたが、公的年金等から算出され

る市民税・都民税については、平成22年10月支給の公的年金等から1回目の特別徴収(引き落とし)が開始となります(年金特徴)。

年金特徴の対象となる方には、平成22年6月11日に発送した納税通知書にてお知らせしています(下図)。

公的年金等からの特別徴収とは?

年金特徴は、市民税・都民税の納付方法を「納付書などで納税義務者本人が納める方法」から「公的年金等から本人にかわって、年金の支払者が引き落としとして納める方法」へ変更する制度です。

年金特徴の開始により変更になるこ

とは納付方法のみであり、新たな税負担が生じるものではありません。

年金特徴される税額について納付書での納付は選択できるか?

平成22年10月以降は、年金特徴の対象となる方すべてが、公的年金等からの引き落としのみとなるため、納付書による納付方法は選択できません(口座振替の選択もできません)。

公的年金等以外の収入がある場合の納付方法は?

年金特徴されるのは、公的年金等から算出される市民税・都民税のみのため、公的年金等以外の収入(給与所得、事業所得、不動産所得^{など})がある方は、その収入から算出される市民税・都民税は、年金特徴されず、10月以降も普通徴収分が残ります。

10月以降の納付方法、時期などについては、納税通知書でご確認ください。

年金特徴の具体的な徴収方法は?

初めて年金特徴の対象となる年度(初年度=平成22年度)は、納税義務者ご本人に納めていただく普通徴収と、年金支給時に引き落としする年金特徴になります。

また、年金特徴のうち翌年4月・6月・8月は次年度(平成23年度)分として徴収します(仮特別徴収)。

仮特別徴収をすることによって継続して年金特徴の対象となる次年度以降は、普通徴収分がなくなり、公的年金等から算出される税額がすべて年金特徴になります。

納税通知書3ページ

平成21年中の収入が公的年金のみで、平成22年度市民税・都民税の合計額が100,500円の方の場合

市民税・都民税 合計年税額	徴収.....方法			前回通知した 普通徴収税額	この通知により増減 する普通徴収税額
	給与特別徴収	年金特別徴収	普通徴収		
(イ)+(ロ)+(ハ) 100,500	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ハ)	(ハ)-(ニ) 50,300

普通徴収の方法により徴収する各納期の税額および納期限

普通徴収税額	期別	第1期	第2期	第3期	第4期
	納期限	平成22年6月30日	平成22年8月31日	平成22年11月1日	平成23年1月31日
(ハ) 50,300	期別税額	25,300	25,000	*****	*****

公的年金からの特別徴収の方法により徴収する税額および徴収月

年金特徴税額	支払回数割特別徴収税額						合計額
	徴収月	平成22年4月	平成22年6月	平成22年8月	平成22年10月	平成22年12月	
前回							
今回				16,800	16,700	16,700	(ロ) 50,200

次年度引き続き公的年金を受給する場合(仮特別徴収)

徴収月	平成23年4月	平成23年6月	平成23年8月
税額	16,700	16,700	16,700

特別徴収を行う公的年金の種類および支払者の名称

種類	老齢基礎年金	支払者の名称	厚生労働大臣
----	--------	--------	--------

(ロ)の欄(年金特徴)に数字が印字されている場合、年金特徴の対象となる方を示しています。

6月30日まで・8月31日までに、窓口や口座振替にて、納税義務者ご本人に納めていただいた税額です。

10月以降支給の年金から引き落としされる税額です(100円未満の端数は10月分にまとめることになっています)。

平成22年12月分・平成23年2月分と同額を次年度(平成23年度)分として特別徴収します。これを仮特別徴収といいます。

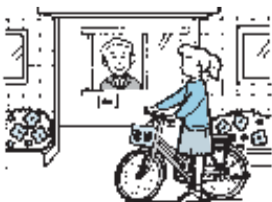
自転車は自転車駐車場に置きましょう

自転車・バイクは、手軽で便利な交通手段の一つとして皆さんに利用されています。しかし、駅周辺の歩道や路上への放置が後を絶ちません。

歩道は、さまざまな方が利用します。こうした歩道に自転車・バイクなどが放置されると、利用者の通行の障害となるばかりではなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクなどを利用する際は、1人ひとりが責任を持って自転車駐車場などを利用しましょう(原付バイクは、場所により制限があります)。各駅周辺には自転車駐車場があります(市☎参照)。自転車駐車場を利用の際は、係員の指示に従ってください。また、混雑時はほかの利用者の迷惑にならないように、無理な駐車をしないでください。

道路管理課 ☎(☎438 - 4057)



東京都シルバーパスの発行

満70歳以上で希望される方に、都営交通、都内民営バスに乘車できるシルバーパス(平成23年9月30日まで有効)を発行します。

☎満70歳になる月の初日から申し込みができます。住所・氏名・生年月日が確認できる証明書(保険証^{など})と、~の該当する項目の書類を持参し、最寄りのシルバーパス取り扱いバス営業所へ。

平成22年度住民税が非課税の方...1,000円と「平成22年度介護保険料納入(決定)通知書」の所得段階区分欄

に1~4(特例4を含む)の記載があるもの、平成22年度住民税非課税証明書、生活保護受給証明書のいずれか

平成22年度住民税が課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の方...1,000円と「平成22年度介護保険料納入(決定)通知書」

平成22年度住民税が課税で前年の合計所得金額が125万円を超えている方...2万510円

☎(株)東京バス協会
シルバーパス専用 ☎03 - 5308 - 6950